

「おぢやお得な応援券」 取扱店誓約事項同意書

令 和 年 月 日

事業所名 _____

私は、「おぢやお得な応援券」の取扱店として登録を申し込みます。

取扱店登録にあたっては、下記の商品券取扱店に関する遵守事項を確認のうえ、申込書に記載した全ての参加店舗について、これを遵守して一切の責任を負うことにして同意します。

【遵守事項】

内容をご確認のうえ、ご同意いただける場合は、各項目の□に✓を入れてください。

※すべての項目に✓がない場合は、お申込みいただけません。

□ 1回の取引で使用できる商品券の枚数は1人あたり30枚(15,000円)を上限として取り扱うこと。

□ 本券は、日用品等の商品や、その場で消費されるサービスや役務提供を対象としており、資産形成にあたる車両等の高額商品の購入や工事等の請負契約に該当するものについては、本事業の趣旨に照らし、原則として対象外となること。

□ 換金性の高い他の商品券等（ビール券、文具券、図書券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカード等）の販売や、税金、保険料、保険対象となる診療及び調剤業務、公共料金その他法令等に基づき支払義務のある費用については、原則として対象外となること。

□ 取扱店を営む事業者が、自ら購入した商品券を自店において使用するなど、直接換金する行為は、本事業の制度趣旨に反するものとして、換金の対象外となる場合があること。

□ たばこの販売については、小売定価以外による販売が禁止の為、対象外となること。

□ 受け取った商品券を自らの商品仕入など換金以外の目的に使用しないこと。

□ 商品券は、現金と同様の扱いをすること。

□ 商品券は、取扱店のみでの使用とし、現金とは引き換えず、つり銭等も支払わない。

□ 取扱店であることが明確になるよう、事務局が配布する取扱店表示等を利用者が判断できる場所に掲示すること。

□ 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ、偽造商品券の受領等による損失は取扱店の責務とする。

□ 商品券換金の際は、商品券の集計や裏書、分別など取扱店要項を遵守して対応すること。